

別紙 3 療養費請求書証跡書類一式

・概念検証時に検証するケースを以下に示す。なお、グレースアウトしているケースについては検証対象外とする。

青字：電子申請時に電子ファイルで提出

緑字：電子申請時に紙原本別送

#	ケース	理由	証跡書類	備考 1	備考 2	根拠法等
1	緊急その他やむを得ないとき	保険証忘れ ・自費（自由診療）	①診療報酬明細書（レセプト） 医療機関から発行された診療内容（傷病名）が記載された明細書 ②領収書 医療機関から発行された診療に要した費用を証明した領収書 ③調剤報酬明細書 医療機関（薬局等）から発行された調剤に係る処方内容が記載された明細書 ※該当事案が発生した場合に提出	・審査支払機関の審査なし。 病名等の診療内容から、保険診療として妥当かどうかを保険者で判断する必要がある。	・封入封緘について、ルール上明記されていない。 ・また、審査支払機関を通っていない自費診療なので、厳密には「診療報酬明細書」を求める必要はないが、国家公務員共済組合法施行規則102条で、傷病名を証明する証拠書類が必要であるため、電子申請の際は、「診療報酬明細書」の提出を求めることとする。 ※「診療明細書」の場合は、封緘されていない場合あり。 ・医療機関が、診療報酬明細書の発行を断り、医療機関が作成した診療報酬領収済明細書が提出される場合があるが、電子申請に際しては、診療報酬領収済明細書の提出も認めない。（診療報酬明細書と診療報酬領収済明細書の内容が完全一致せず、個別の対応が発生する恐れがあるため。） ・また、医療機関が診療報酬領収済明細書の提出をしない場合も、電子申請の対象としない。傷病名を添付資料から確認できず、個別の対応が発生するため。 ・診療報酬明細書ではなく、調剤報酬明細書がまれに添付されるケースがある。原則は、診療報酬明細書としつつ、電子申請時の提出を妨げない運用とする。 アンケート結果から、#2のケースで「調剤報酬明細書」を追加。	①国家公務員共済組合法54条、56条 ②国家公務員共済組合法施行規則102条 ③国家公務員共済組合法等の運用方針（昭和34年10月1日蔵計第2927号）
3	緊急その他やむを得ないとき	前保険者の保険証を使用 ・受診時は保険診療（実際には無資格）	①診療報酬明細書（レセプト） 医療費を返還した保険者（国保等）から交付を受けた診療報酬明細書（封緘されているときは開封しないで封筒ごと添付する。） ②領収書 医療費を返還した保険者（国保等）から交付された領収書 ③調剤報酬明細書 医療機関（薬局等）から発行された調剤に係る処方内容が記載された明細書 ※該当事案が発生した場合に提出	・審査支払機関の審査あり。 医療機関が支払基金を通して保険者へ請求しているので、支払基金で保険診療として妥当かどうかの審査済。 ・その後、前保険者の資格点検で、喪失後受診等の無資格であることが判明し、被保険者へ7割分（保険者負担額）の返還請求が行われ、被保険者が支払った後、現保険者へ療養費請求が行われる。	・審査支払機関を通っているので、「診療報酬明細書」。 ・医療機関から保険者への診療報酬請求の明細書なので、原本は1通のみ。所有権は保険者にあるため、レセプトの開示は保険者が行う。 ・そのため、診療内容等の情報閲覧のためには、患者本人であっても、保険者への開示請求が必要で、封入封緘されている。 ・アンケート結果から、#3のケースで「調剤報酬明細書」を追加。	①国家公務員共済組合法54条、56条 ②国家公務員共済組合法施行規則102条 ③国家公務員共済組合法等の運用方針（昭和34年10月1日蔵計第2927号）
4	治療用装具を購入、装着した場合	治療用装具を購入、装着した場合	①領収書 装具作成業者から発行された、以下の記載がある領収書とする。 ※必要に応じて、明細書も提出する。 ・装具の名称、種類および内訳別の費用額・技師装具士の氏名（押印でも可） ・オーダーメイドまたは既製品の別（既製品の場合は製品名・メーカー名）が記載された領収書 ②治療用装具作成指示装着証明書 医師が記入・証明した治療用装具作成指示装着証明書 ※医師意見書の内容が含まれていること。		・アンケート結果から、「※医師意見書の内容が含まれていること」と追記。	①国家公務員共済組合法54条、56条 ②国家公務員共済組合法施行規則102条 ③国家公務員共済組合法等の運用方針（昭和34年10月1日蔵計第2927号）

青字：電子申請時に電子ファイルで提出
緑字：電子申請時に紙原本別送

#	ケース	理由	証跡書類	備考 1	備考 2	根拠法等
5	治療用装具を購入、装着した場合	靴型装具	①領収書 装具作成業者から発行された、以下の記載がある領収書とする。 ※必要に応じて、明細書も提出する。 ・装具の名称、種類および内訳別の費用額・技師装具士の氏名（押印でも可） ・オーダーメイドまたは既製品の別（既製品の場合は製品名・メーカー名）が記載された領収書 ②治療用装具作成指示装着証明書 ・医師が記入・証明した治療用装具作成指示装着証明書 ③靴型装具の現物写真 ・療養費の申請を行う靴型装具の現物写真	・靴型装具の購入の場合、靴型装具の現物写真が必要。 （R1.9.6開催）社会保障審議会（医療保険部会 治療用装具療養費検討専門委員会）、治療用装具に係る療養費の適正化等についての中で、不適切な請求事案の発生割合が高く、平均金額が高い靴型装具について、原則、現物写真の添付を求めることとなった。 https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000545366.pdf		① （通知）治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について（保医発0209第1号（平成30年2月9日））
6	治療用装具を購入、装着した場合	小児弱視等の治療用眼鏡	①領収書 装具作成業者から発行された、以下の記載がある領収書とする。 ※必要に応じて、明細書も提出する。 ・眼鏡等の名称、種類等の費用額が記載された領収書 ②眼鏡等作成指示書 医師が作成した眼鏡等作成指示書 ③視力等の検査結果 「眼鏡等作成指示書」に視力等の検査結果が明記されていない場合に提出	・根拠 ① について、変更の都度、改正あり（受託報酬の額等に対する基準）	・支給金額について、上限金額あり。オプションは支給対象外。 ・協会けんぽをはじめ、複数の保険者で作成指示書と検査結果は、コピーを求めているが、原本を求めている保険者もある。 ・領収書については、原本提出。 ※自治体によっては、「子ども医療費助成」などで自己負担分に対して助成を受けられる場合があるため、領収書のコピーを取る旨の案内や、領収書の原本証明書を交付している保険者あり。ただし、電子申請の場合、領収書は電子ファイルでの提出とする。この際、電子ファイルの領収書は原本の提出を求めない。他方、不正防止のため、領収書に割り印等を押印しているケースがある。各共済組合で領収書を印刷し、割り印やコピーをする運用は妨げない。なお、電子ファイルを原本とする。	① （通知）小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について（H18.3.15） ② （通知）小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項について
7	治療用装具を購入、装着した場合	弾性着衣等を購入した場合	①領収書 装具作成業者から発行された、以下の記載がある領収書とする。 ※必要に応じて、明細書も提出する。 ・弾性着衣等の名称、種類および単価・購入枚数が記載された領収書 ②弾性着衣等装着指示書 医師が作成した弾性着衣等装着指示書	・弾性着衣等の購入時に支給対象になるのは以下のとおり。（支給対象） ・四肢のリンパ浮腫治療（H20.4.1～）（通知 ① 参照） ・慢性静脈不全による難治性潰瘍治療（R2.4.1～）（通知 ② 参照）	・支給回数については次のとおり。 1 度に購入する弾性着衣は、洗い替えを考慮し、装着部位毎に2 着を限度とする。（通知 ③ 参照）	① （通知）治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について（H30.2.9） ② （通知）四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給について（H20.3.21、R2.3.27一部改正） ③ （通知）慢性静脈不全による難治性潰瘍治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給について（R2.3.27）

青字：電子申請時に電子ファイルで提出
緑字：電子申請時に紙原本別送

#	ケース	理由	証跡書類	備考 1	備考 2	根拠法等
8	輸血のために生血代を支払ったとき	生血液を輸血した場合	①輸血証明書 医師が作成した、輸血回数が記載された輸血証明書 ②領収書 医療機関から発行された、血液にかかる費用額や移送にかかった費用額の内訳が記載されている領収書	・生血は療養の給付（現物給付）の対象外なので、病院の保存血がない場合や、足りない場合などで、病院を通じて血液（生血）を購入し、輸血を受けた場合は、本人が血液代金を提供者に支払い、その後、申請することにより血液代金が療養費として支給される。 ・保存血は療養の給付（現物給付）が行われる。そのため、生血代が療養費支給の対象となる例はほとんどないと思われる。	・親子、夫婦、兄弟等親族からの血液の提供を受けた場合、療養費は支給されない。 ・生血代の価格については、地方の事情によって相違するので、各都道府県ごとに妥当と認められる価格が定められている。 ・支給額は保存血の価格（輸血用血液製剤の薬価）を基に算出。	（健保法通知） ・昭和14年5月13日社医発第336号 ・昭和24年5月24日保文発第924号 ・昭和25年3月15日保険発第39号 ・昭和25年11月7日保険発225号 ・昭和30年2月10日保険発第28号 ・昭和31年5月22日保険発第81号
9	柔整の施術を受けたとき	償還払い	①領収書 施術所から発行された領収書 ※必要に応じて、以下の内容が記載された明細書も提出する。 ・施術内容 ②医師の同意書 ※医師から同意書が交付されている場合	（通知①、②参照） ・「同意」について、脱臼、骨折（不全骨折）を含むは、医師の同意が必要。応急手当はこの限りではないが、応急手当後の施術は医師の同意が必要。 ・医師の同意を得るのは、患者でも施術者でもよいが、いずれの場合も、医師が患者を診察したうえで、書面又は口頭で与えられることを要する。	・「同意書」について、医師から施術の同意を得た旨が施術録に記載してあることが認められ、支給申請書の「摘要」欄に付記されていれば、必ずしも医師の同意書の添付を要しないこと。 ・柔整の償還払いは原則、医師の同意書が添付されない。ただし、医師の同意書が申請者に交付されている場合は、その提出を任意で求めることとする。	①（通知）「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」等の一部改正について（H30.5.24） ②（通知）柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（H9.4.17）
10	あはきの施術を受けたとき	償還払い	①領収書 施術所から発行された領収書 ②医師の同意書 ※同意書の有効期間内であれば添付省略可	（通知①参照） 第3章 医師の同意書、診断書の取扱い ・同意書は、療養費支給申請の都度添付することを原則としているが、2回目以降の請求にあつては添付を省略して差し支えない。 ・再同意の場合も、初回は医師の同意書を添付、2回目以降は添付を省略して差し支えない。 ・あはきは、償還払い・受領委任払いによらず、医師の同意書を添付させる。同意期間のうち、初回は同意書の添付、2回目以降は申請書に記入により同意書の添付は省略となる。電子申請に際して、2回目以降の医師の同意書は条件を満たしていれば、添付を省略とする。 ・同意期間中に保険者が変更になった場合、電子申請では、再度医師の同意書を提出してもらうこととする。（共済から健保、健保から共済への変更等を含む。）		①（通知）はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について（H16.10.1） ②（通知）はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて（R3.3.24最終改正） ③（事務連絡Q&A）はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について ④保険医療機関及び保険医の皆様へ（平成30年10月1日からのはり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の同意書の取扱いについて）
11	外国で治療を受けたとき（海外療養費）	海外で治療を受けたとき	①診療内容明細書及び翻訳文 医療機関から発行された診療内容（傷病名）が記載された明細書及びそれを日本語訳にしたもの ②領収書（医療機関発行）及び翻訳文 医療機関から発行された領収書及びそれを日本語約にしたもの ※必要に応じて、領収明細書（医療機関）及び翻訳文も提出する ③海外に渡航した事実が確認できる書類 ④診療内容照会に関わる同意書 組合員が治療を受けた場合は、組合員からの同意が必要 被扶養者が治療を受けた場合は、被扶養者からの同意が必要 ※署名を記入した同意書を電子化して添付する。	第81回社会保障審議会医療保険部会（H26.10.6）において、海外療養費の対応策（不正請求対策など）が検討され、従来の添付書類の診療明細書及び領収明細書と日本語の翻訳文に追加して、パスポートの写し（渡航の事実確認）と海外の医療機関等に対して照会を行うことの同意書を添付することとなった。 ・診療内容照会に関わる同意書の署名は必須とする。署名は、紙の同意書に記入のうえ、それを電子化して送付することとする。（同意書の提出を第三者から求められる事案はなし。） ・被扶養者が治療を受けた場合も、被扶養者による同意書が必要となる。この際も、紙の同意書に記入のうえ、それを電子化して送付することとする。	・海外療養費の場合、最短の業務フローであっても支給決定までに時間がかかる。 ・申請の全件で照会は発生しないと思われるが、審査を進めていく中で、照会が必要と判明し、追加の添付書類としてその時点で提出してもらうと、より支給決定に時間がかかると想定されるため、申請書に添えて提出させていると史料。	①健康保険法施行規則 第66条 ②健康保険法等の一部を改正する法律の施行について(昭和五六年二月二五日)(厚生省発社保第一九号)S56.3.1から施行 ③健康保険法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について(通知)（平成28年2月4日)(保発0204第2号)H28.4.1から施行